

国内事例
in Japan

1

環境教育等促進法基本方針の見直し／ 環境省環境教育推進室

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界的な認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、
個人の変容 ➡ 組織や社会経済システムの変革に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、
体験活動
+ 多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学び
を様々な機会で推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、
地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

環境省報道発表資料「環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について」(添付資料2)より抜粋

2024年5月14日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、促進法）の基本方針の変更が閣議決定された。促進法は、環境省や文部科学省など5省が共管する法律として、持続可能な社会の構築のために、環境保全活動、環境教育、協働取組などのあり方を定めているが、今回改定された基本方針のポイントを整理するとともに、同時期に閣議決定された第六次環境基本計画（以下、第六次計画）との

つながりに触れていきたい。

促進法誕生までの経緯

環境教育が法律に位置づけられたのは1993年に公布された環境基本法第25条までさかのぼる。その後、2002年ヨハネスブルグ・サミットにおいて日本政府が提案した「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」も踏まえ、翌2003年に促進法の前身となる「環境の保全のため

の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（環境教育推進法）が公布された。環境保全への理解と取組の意欲を高めることを目的に、環境教育の理念、方針、人材育成等が規定された法律として議員立法で誕生した。さらに8年後の2011年、ESDの理念をより明確化するとともに、協働取組に係る具体的規定が追加され、促進法として生まれ変わった。なお、地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と地方環境

パートナーシップオフィス（EPO）は促進法第19条に基づいて設置された、持続可能な社会づくりに向けた環境保全活動等の推進拠点にあたる。

基本方針見直しのポイント

促進法7条に基づき、2012年に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針」が閣議決定され、以降5年ごとを目途に見直し作業が行われている。見直しは、有識者から構成される環境教育等推進専門家会議にて議論がなされ、その結果をまとめた改正案がパブリックコメント等を経て、環境教育等推進会議に進言され、閣議決定に至る。前回2018年の見直しでは、循環と共生という観点から市民一人ひとりによる持続可能な社会づくりへの主体的参加意欲を育むための「体験活動」の促進や、地域や企業が取り組む「体験の機会の場」の活用等が主な見直しのポイントとなった。

ここから改めて、今回の見直しのポイントを深掘りしていきたい。まず、気候変動の危機やコロナ禍を受けた社会の変化に対して社会変革が急務であること、そのための主体の一つとして若者の参画が重要である、といった環境教育等を取り巻く現状が整理された。その上で、①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の施策についての方向性が整理された。①環境保全活動においては、急務である持続可能な社会づくりへの転換の要素として、個人の変容をその個人に留めず、組織や社会経済システムそのものの変革に連動することが示

された。②環境教育については、従前より展開されてきた体験活動の重要性に加えて、多様な主体同士の対話と協働の必要性、コロナ禍の社会の変化をポジティブに捉えたICTの活用といった視点が盛り込まれた。③協働取組では、複雑化する地域課題に対して、多様な主体が対等な立場で対話しながら、協働と学びを循環させていく協働のプロセス、さらにそのプロセスを促進させる中間支援機能の重要性が整理された。

これらの施策の方向性は重複する要素になるが、通底する考え方として、環境教育や協働取組は持続可能な社会変革のための重要なツールであるという前提がある。また、いわゆる「教育」という言葉から、先生から生徒、年長者から年少者に対して行うことを連想してしまいがちであるが、ここでいう学びや学習は双方向で発生する「学び合い」であることが強調された。協働を通じた学びと、そうした学びがまた次の協働につながる、という循環に着目することが重要なポイントである。

第六次環境基本計画との関連

前述のとおり、日本の環境政策の根幹となる第六次計画は促進法基本方針と同時期に閣議決定された。最後に、促進法に関係する部分を中心に、第六次計画のポイントにも触れていきたい。

環境基本計画は6年に一度見直され、第六次計画策定に当たっては、第一次環境基本計画からちょうど30年という節目にあたり、振り返りも意識された。第六次計画の目的は「環境保全と、それを通じた現在

及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』と明記された。環境保全を通じた人類の福祉への貢献という、環境基本法の根本的な目的が、現代的な表現で整理された形といえよう。このような目的を達成するため、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を目指すこと、そして、その実現に向けた、「変え方を変える」6つの視点が示された。具体的に、①ストック重視、②長期的視点重視、③本質的ニーズ重視、④無形資産重視、⑤コミュニティ重視、⑥自立・分散型の追求、である。さらに、「国民（市民社会・地域コミュニティ等を含む）－市場（企業等）－政府（国、地方公共団体等）による『共進化』というコンセプトに基づいた政策展開を進めていく。共進化が求められる場面は多様ではあるが、例えば、国民一人一人の環境意識が高まる機会や地域社会の課題解決に参加する機会を政府として担保し、それらに参加する過程も通じて、消費者としての環境意識も高め、環境価値の高い商品やサービスが軸となる市場の形成につながっていく、そのような循環が一例であろう。そして、これら共進化が進む過程においては、協働と学びの小さな循環が無数に行われている、そういった社会に向かってすでに舵は切られているのである。2030年までを勝負の期間として捉えている環境政策にとって、協働と学びの循環は今後ますます重要な要素になりうる。促進法の基本方針見直しが、きっかけの一つになることを期待する。